

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合規則第9号

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給の範囲及び額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの額は、第2項の額に勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>(支給の範囲及び額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの額は、第2項の額に勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に支給する手当の月額は、当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、同項の額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1号若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第4項に規定する職員とみなして、新規則の規定を適用する。